

## 東京都相談支援従事者等研修演習指導者養成研修実施要領

31心福地第689号  
令和2年3月26日

## 1 目的

本研修は、東京都相談支援従事者等研修事業実施要綱（平成27年4月1日付27福保障計第14号）及び東京都相談支援従事者等研修事業実施要領（令和元年7月16日付31心福地第254号）に基づく研修（以下「相談支援従事者等研修」という。）を実施するに当たり、必要となる演習指導者（ファシリテーター）を養成することを目的とする。

また、本研修を地域の中核人材（主任相談支援専門員）を目指す受講者間の交流や情報交換の機会として提供し、ネットワークの構築を支援することを目的とする。

## 2 実施主体

東京都心身障害者福祉センター

## 3 実施内容

本研修においては、演習指導者（ファシリテーター）が演習指導に必要な基礎知識並びに演習の進行方法及び技術を習得するための講義及び演習を実施する。

## 4 対象者

本研修の対象者は、研修終了後、東京都が実施する相談支援従事者等研修において演習指導者（ファシリテーター）を担う意思を有する者で、以下の（1）から（3）までの全てに該当するものとする。

- （1）区市町村障害福祉主管課、相談支援従事者に関する団体又は厚生労働省主催相談支援従事者指導者養成研修会修了者から推薦があった者
- （2）相談支援従事者現任研修修了者で、本研修申込時点で東京都内の事業所において、相談支援専門員として従事している者
- （3）東京都が実施する当該年度の相談支援従事者初任者研修に演習指導者（ファシリテーター）として参加可能な者

## 5 修了証書の交付等

本研修実施後、研修修了者に対して別紙様式により修了証書を交付するとともに、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として必要な措置を講じた上で適切に管理する。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、本研修の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則（31心福地第689号令和2年3月26日）  
この要領は、決定の日から施行する。